

帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する基本方針の概要

第1章 基本方針策定にあたって

1 策定の趣旨

○ 平成18年9月「帯広市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を策定しましたが、教育を取り巻く環境が変化してきたことから、これらを踏まえた対応が必要となりました。

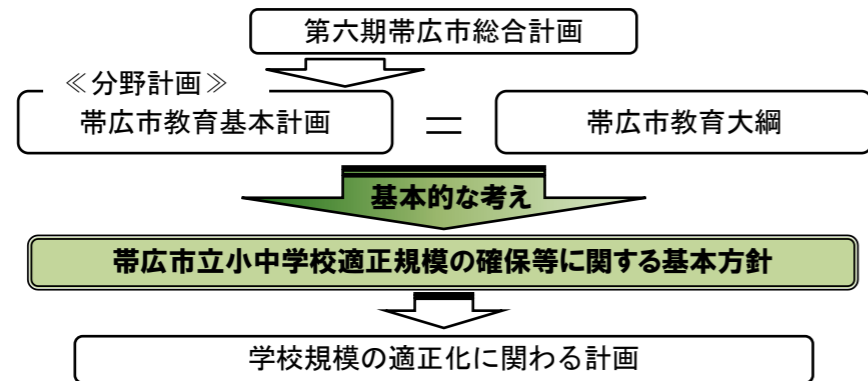
○ 平成28年5月「帯広市立小中学校適正規模・適正配置市民検討委員会」を設置し、様々な観点から協議いただき、その結果をまとめた報告書を提出いただきました。

○ 検討委員会から提出された報告書を尊重しつつ、子ども一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことのできる、より良い教育環境を目指していくために、改めて「帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定することとしました。

2 基本方針の位置付け

○ 小中学校の適正規模・適正配置は、「第六期帯広市総合計画」の「教育環境の充実」と、総合計画の分野計画であり、教育大綱でもある「帯広市教育基本計画」の基本目標を実現するための基盤づくりに位置づけられています。

○ 基本方針は、各種計画等における小中学校の適正規模の確保等に関する基本的な考え方を示すものです。



3 基本方針の見直し

○ 教育制度の改正や新しい帯広市総合計画の策定など、基本方針に影響を与える変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

第2章 市立小中学校を取り巻く現状

1 児童生徒数の推移

○ 児童生徒数は減少傾向にあります。

○ 小学校
昭和58年度
15,960名

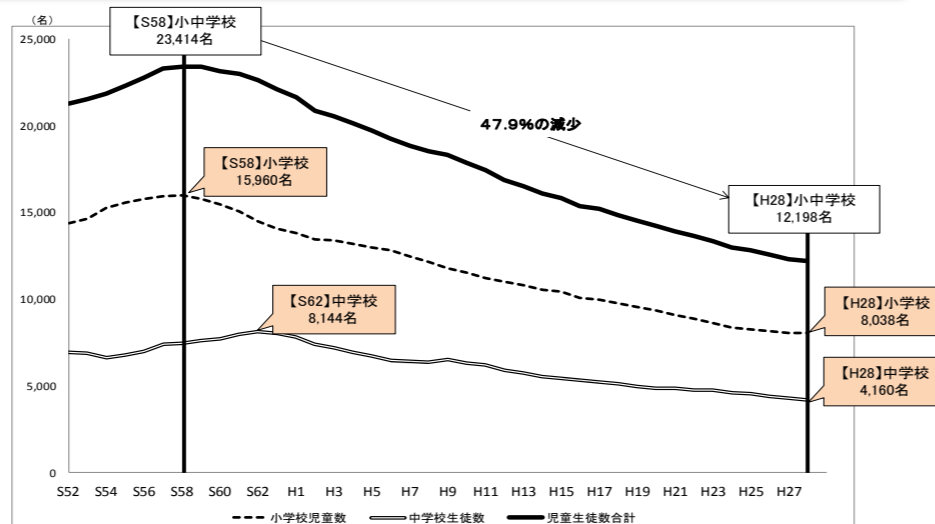
平成28年度
8,038名

49.6%減

○ 中学校
昭和62年度
8,144名

平成28年度
4,160名

48.9%減



※各年度の5月1日現在の児童生徒数により作成。

2 学校規模(学級数)の推移

○ 学校の小規模化が進んでいます。

○ 小学校(通常学級12学級以上)
昭和58年度
22校中17校(77.3%)

平成28年度
26校中13校(50.0%)

○ 中学校(通常学級12学級以上)
昭和62年度
14校中10校(71.4%)

平成28年度
14校中5校(35.7%)

■小学校

区分	昭和58年度	昭和62年度	平成8年度	平成18年度	平成28年度
学校数(校)	22	23	25	26	26
学級数(学級)	428	414	396	360	368
うち特別支援学級数(学級)	11	10	16	34	98
通常学級					
1~5学級(校)	1	2	2	3	2
6~11学級(校)	4	3	3	5	11
12~18学級(校)	4	8	15	17	12
19~24学級(校)	7	6	3	-	1
25学級以上(校)	6	4	2	1	-

※平成18年度までの特別支援学級数は、特殊学級数を示す。

■中学校

区分	昭和58年度	昭和62年度	平成8年度	平成18年度	平成28年度
学校数(校)	14	14	15	15	14
学級数(学級)	191	210	190	172	169
うち特別支援学級数(学級)	7	8	9	16	45
通常学級					
1~2学級(校)	-	-	-	-	-
3~8学級(校)	4	4	4	4	5
9~11学級(校)	1	-	-	3	4
12~18学級(校)	6	4	10	8	5
19学級以上(校)	3	6	1	-	-

※平成18年度までの特別支援学級数は、特殊学級数を示す。

3 通学区域の現状

○ 本市の通学距離は、小学校概ね2km、中学校概ね4kmの範囲内としていますが、農村地域ではそれ以上の距離となる場合もあります。

○ 一部の地域では、通学区域がまたがっているため、一つの小学校の卒業生が複数の中学校に進学する状況があります。

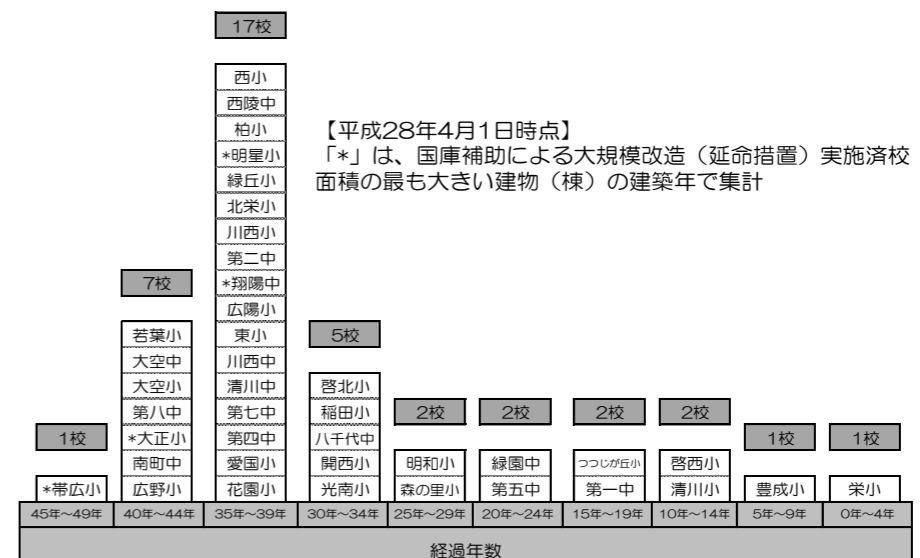
○ 町内会の地区割りとの不一致もあり、学校・家庭・地域の連携を図りにくい状況もみられます。

○ 農村地域の豊かな自然環境を生かした特色ある教育活動を行っている清川小学校と愛国小学校については、特別に市街地からの区域外通学を認める「小規模特認校制度」を実施しています。

4 学校施設の現状

○ 小中学校校舎の多くは、建築後35年以上経過した校舎が全体の6割以上(25校)を占めています。

○ 学校施設は、耐震化は完了しているものの、老朽化対策を施す必要が生じています。今後、充実した教育環境を児童生徒に提供するうえで、大きな課題となっています。



【平成28年4月1日時点】
「*」は、国庫補助による大規模改造(延命措置)実施済校面積の最も大きい建物(棟)の建築年で集計

第3章 より良い教育環境を目指して

1 より良い教育環境を目指すために必要な視点

- 学校の規模は、学習面、生活面、学校運営面など様々な面で、児童生徒をはじめとする学校に関わる全ての人々に影響を与えます。
 - 小規模校の場合は、児童生徒数が少ないことから、きめ細かな指導や人間関係が深まりやすいことなどのメリットが挙げられる一方で、学校や地域による取り組みでデメリットを緩和しているものの、人間関係が固定化することや集団活動に影響することなど学校規模そのものに起因する課題があります。
 - 大規模校の場合は、多様な考えや体験をもつ児童生徒が切磋琢磨しやすいことなどのメリットが挙げられる一方で、教職員による児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすいことなど学校規模そのものに起因する課題があります。
- ↓
- このように、小規模校、大規模校ともにメリット・デメリットがあるため、できる限り両方のメリットが生かされるような学校規模とすることが、より良い教育環境の構築につながります。

そのため、次の視点を持ち、より良い教育環境を目指します。

視点：適正な学校規模の確保

学校の役割は、児童生徒が知識や技能を習得することだけではなく、一定の集団の中で多様な考え方に触れ、互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨し、社会性や規範意識などを培うことを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことにあります。その役割を学校が果たすためには、一定の学校規模（基本方針では、「適正な学校規模」という。）を確保することが重要と考えます。

2 適正な学校規模の基準

上記の視点を明確にするため、次の4点を考慮のうえ、適正な学校規模の基準を設定します。

- ① 小中学校とともに、進級の際のクラス替えなどにより、多様な人間関係がつけられ、学習活動や集団生活を通じて教育的効果の向上が図られる1学年複数学級が望ましいこと。
- ② 中学校については、教科担任制であることから、教科指導の充実を図るうえで主要5教科には教科ごとに複数教員が配置され、実技系教科にも教科ごとに教員が確保される体制が望ましいこと。
- ③ 農村地域は、地理的条件や通学時間等の関係から、市街地とは分けて考える必要があるが、複式学級は、小規模化のデメリットが顕著となり、教育環境上の課題が大きいと考えられること。
- ④ 「教育に関する意識調査」において、児童生徒の8割及び保護者の9割以上から、1学年あたりの学級数は、2学級以上の複数学級が望ましいとの回答を得たこと。

適正な学校規模の基準

- 《小学校》
通常学級12学級～24学級に、特別支援学級を加えた学級数
- 《中学校》
通常学級9学級～18学級に、特別支援学級を加えた学級数
- 《農村地域の小中学校》
通常学級1学年1学級以上に、特別支援学級を加えた学級数

※ 通常学級1学級あたりの児童生徒数は、現行の北海道教育委員会の義務教育諸学校学級編制基準規則で定める人数（40人（小学校第1学年は35人））及び少人数学級実践研究事業による人数（小学校第2学年は35人、中学校第1学年は2学級以上で1学級あたり35人）に基づきます。

第4章 適正な学校規模を確保するための取り組み（学校規模の適正化）

児童生徒にとってより良い教育環境を確保するため、小規模校（見込みも含む）は、1及び2の取り組みにより解消を図ります。また、状況に応じて、複数の組み合わせや3の取り組みについても検討します。

1 通学区域の変更の検討

隣接する学校の通学区域の見直しにより、小規模校の通学区域等に編入することについて検討します。

2 学校の統合の検討

小規模校と隣接する学校を統合することについて検討します。

3 その他

※上記、1及び2の取り組みでは小規模校の解消が困難な場合は、小規模校のデメリットを緩和するため、次の取り組みについても検討します。

(1) 小規模特認校の指定拡大の検討

農村地域で特色ある教育を実践する小規模特認校の指定拡大について検討します。

(2) 小中一貫教育の検討

エリア・ファミリーにおいて進められている小中連携教育をさらに推進するため、小中一貫教育について検討します。

第5章 学校規模の適正化の検討を進めるうえで配慮すべき事項

学校規模の適正化の検討にあたっては、児童生徒の立場から考えることが最も大切と考えます。また、学校には、それぞれ開校の経過や校区の歴史があるなど、地域社会と深く結びついており、それらの関わりに留意する必要があります。そのため、学校規模の適正化は、次の事項について配慮して進め、児童生徒の負担軽減を図るとともに、学習面・生活面などへの影響を可能な限り解消することとします。

1 児童生徒への配慮

- 様々な環境変化が児童生徒に影響を与えるものと考えられ、児童生徒の行動や表情など、小さな変化を見落とさずに心のケアを行うなど十分に配慮します。
- 特別な支援を必要とする児童生徒は、環境の変化への適応が難しい場合もあることから、今後も引き続き、合理的配慮の提供に努めます。

2 保護者への配慮

保護者は、様々な環境の変化が、子どもたちに与える影響について関心を寄せています。そのため、保護者に対して、丁寧な説明を行い、不安の解消に努め、理解を得られるよう配慮します。

3 地域住民（地域コミュニティ）への配慮

地域住民は、様々な環境の変化が、地域に与える影響について関心を寄せています。そのため、地域住民に対しても、丁寧な説明を行い、子どもたちや学校に対する地域住民の想いと融合を図り、理解を得られるよう配慮します。

4 通学距離・通学時間等への配慮

通学距離・通学時間が極端に長くならないようにすることや通学路の安全確保、さらに農村地域では、現在も通学距離・通学時間が長い児童生徒がいるため、特段の配慮に努めます。

5 学校施設整備への対応

学校施設の老朽化が進む中、安全性の確保とともに、近年の教育内容・方法への適応や地域活動の場としての施設整備を進めるための検討をします。

6 エリア・ファミリー（幼保小中の連携）の充実

小中学校9年間の連続性に配慮しながら、系統的・継続的な教育活動がより実践できるように、エリア・ファミリーの取り組みの充実に努めます。

7 適正な学校規模に満たない場合の対応

適正な学校規模を確保するための取り組みを行っても、なお地理的状況や地域事情などにより適正な学校規模に満たない場合は、小規模校のメリットを最大限に生かすとともに、デメリットを極力緩和する方策を講じるなど、その影響を最小限に留めるよう、教育環境の充実に努めます。